

口頭により開示の請求ができる保有個人情報

神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）第25条第1項の規定により、口頭により開示の請求ができる保有個人情報を次のとおり定める。

1 口頭により開示の請求ができる保有個人情報の項目

次の表の左欄に掲げる試験又は選考（令和4年6月1日以後合否を発表する試験又は選考に限る。）ごとの同表の右欄に掲げる結果

| 試験又は選考 | 結果 |
|------------------------|--------------------|
| 保健福祉大学保健福祉学部入学試験 | 科目別得点、総合得点及び順位 |
| 保健福祉大学大学院保健福祉学研究科入学試験 | 科目別得点及び総合得点 |
| 保健福祉大学実践教育センター入学試験 | 順位 |
| 保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科 | 書類選考と面接選考の得点及び総合得点 |

2 開示の方法

閲覧

附 則

（施行期日）

この定めは、令和4年6月1日から施行する。